

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の定款の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(同) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 都立公園の認定公募設置等計画の変更認定……………(建設局公園緑地部公園課) ……

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同) ……

告示

●東京都告示第六百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十
九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の
定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次

のとおり告示する。

令和五年五月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

稲城小田良土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月二十五日から令和七年三月三十一
日まで

三 施行地区

稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十
六号、字十七号及び字十八号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市坂浜千九百九十六番地二

五 設立認可の年月日

平成二十四年十二月二十五日

六 変更の内容

事務所の所在地を稲城市坂浜四丁目五番地の五に変更
する。

七 変更認可の年月日

令和五年五月十九日

●東京都告示第六百六十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十
九条第一項の規定に基づき清瀬市中清戸四丁目土地区画整
理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規
定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年十二月十日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

清瀬市中清戸四丁目の一部

四 事務所の所在地

清瀬市中里三丁目八百九十二番地七

五 設立認可の年月日

令和三年十二月十日

六 変更認可の年月日

令和五年五月十九日

●東京都告示第六百六十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第二項の規定により、令和五年東京都告示第二百三十八号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和五年五月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区上板橋二
丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改
善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第六百六十五号

東京都立明治公園の整備・管理運営事業(公募設置管理制度)における認定公募設置等計画の変更については、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条の六第一項の規定に基づき、次のとおり認定したので告示する。

令和五年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定計画提出者 Tokyo Legacy Parks株式会社

二 変更を認定した日 令和五年五月十八日

三 認定の有効期間 公募対象公園施設の工事着手の日から二十年間

四 指定した公募対象 新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前公園施設の場所 二丁目各地内

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

国分寺市並木町三丁目二番二 西東京市東伏見三丁目六番 十三及び同番二十九 十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

あきる野市牛沼字北倉澤百七 西東京市東伏見三丁目八番 十九番一の一部(第一工区) 十三号

ティールアワード株式会社 代表取締役 大橋 博範

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)ベルク練馬高松店
- 二 店舗所在地 練馬区高松三丁目三千六百八十二 一 一ほか三筆
- 三 設置者名 高山 貢ほか一名
- 四 設置者住所 練馬区高松三丁目六番十八号ほか
- 五 小売業を行う者の 株式会社ベルク 氏名又は名称
- 六 新設をする日 令和六年二月一日

七 店舗面積の合計 二千十四平方メートル

八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗内 六十五台

九 駐車場の位置及び 収容台数 店舗西側ほか 百三台

十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗内 七十七平方メートル

十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 十・三四立方メートル

十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者 の閉店時刻 午前零時

十四 来客が駐車場を 利用することができる 時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 一箇所 店舗北西側

十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 令和五年四月二十八日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)

十九 縦覧期間 令和五年五月十九日から同年九月 十九日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 京王ストア北野店
- 二 店舗所在地 八王子市打越町三百三十五番地二
ほか
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康
- 六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア

- 八 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也
- 九 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史
- 十 変更日 令和四年六月二十九日ほか
令和五年三月二十四日
- 十一 届出日 令和五年五月十九日から同年九月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和五年五月十九日から同年九月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 フレンテ南大沢(新館)
- 二 店舗所在地 八王子市南大沢二丁目一番地六
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康
- 六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか八名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか七名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか一名
- 十 変更前の小売業者 山岸 真也(株式会社京王ストア)

の代表者名 ア) ほか

- 十一 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史(株式会社京王ストア)ほか
- 十二 変更日 令和四年六月二十九日ほか
令和五年三月二十四日
- 十三 届出日 令和五年五月十九日から同年九月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和五年五月十九日から同年九月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 キラリナ京王吉祥寺
- 二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町二丁目一番二
十五号
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康
- 六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか三十九名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか四十二名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか八名
- 十 変更前の小売業者 港区虎ノ門四丁目三番十三号(エ)

